

『新・論文の森 行政法 第2版』  
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2014年1月20日現在

頁	場所	誤	正	更新日
335	9行目	取消訴訟は主観訴訟であり、 <b>が判決に同条項が自己の法律上の利益に関係のない違法主張を制限した趣旨は</b> 、原告の権利利益に関係のない違法事由の主張を許すことは、 <b>取消訴訟が主観訴訟であること</b> に鑑みて	取消訴訟は主観訴訟であり、 <b>原告が被っている権利利益の侵害について救済を求める争訟であることから</b> 、原告の権利利益に関係のない違法事由の主張を許すことは、 <b>このような取消訴訟の性質</b> に鑑みて	2014.01.13
329	下から12行目	第4条 公安委員会は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。	第4条 (略) 2 公安委員会は、前条第1項の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。	2013.05.05
335	上から9行目	同条項の趣旨は、取消訴訟は主観訴訟であり、が判決に同条項が自己の法律上の利益に関係のない違法主張を制限した趣旨は、原告の権利利益に関係のない違法事由の主張を許すことは、取消訴訟が主観訴訟であることに鑑みて妥当でないと考えられる点にある。	同条項の趣旨は、取消訴訟は主観訴訟であり、判決によって、違法な行政作用を排除し、公益に資することを目的とするものではなく、行政庁の処分によって原告の被っている権利利益の侵害の救済を目的とするものであることから、原告の権利利益に関係のない違法自由の主張を許すことは、取消訴訟が主観訴訟で	2013.05.05

			あることに鑑みて妥当でないと考えられる点にある。	
45	11行目	……37の3Ⅱ)。	……37の3Ⅰ②)。	2013.02.15